

大桑村森林経営管理制度実施方針

令和2年10月1日策定

令和4年4月1日改定

令和6年9月20日改定

1 趣旨

大桑村森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、大桑村に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう大桑村（以下「村」）が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

（1）森林の現況

村の森林は22,438haで、うち民有林は4,867haとなっている。

民有林4,867haのうち人工林は2,608haで、所有者自らが管理する森林（公有林・団体有林・経営計画対象森林を除く森林）が1,984haある。

村内では、木曽南部森林組合により1団地（区域面積32.89ha、うち人工林15.07ha）の森林経営計画が策定されている。

※既存する森林経営計画

所在 大桑1林班（阿寺） 計画期間 R5.6.1～R10.5.31

（2）基本的な考え方

村では森林の現況に地域ごとの大きな差異がなく、現況から優先度を定めることが難しい状態にある。そのため、別紙2「森林整備プランニングマップ」において色分けを行い、そのうち、経済林区域及び人工林の多い林班を優先に意向調査を実施し、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

3 森林所有者意向調査について

（1）対象森林の考え方

ア 対象森林として除外する森林

- ・公有林（村有林）
- ・団体有林

国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター

公益社団法人 長野県林業公社
生産森林組合有林

イ 対象森林

- ・アで除外された以外の人工林。
- ・人工林との一体的な施業が可能な天然林。
- ・防災減災森林としての施業が必要と考えられる天然林。

(2) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・調査に係る事務は木曾広域連合森林整備推進室（以下「推進室」）において行う。
- ・不明者及び相続人の調査は村において行う。
- ・森林整備プランニングマップによる意向調査の計画は以下のとおり
令和4年度 小川団地（9林班：58.74ha）
令和5年度 小川団地（8林班：76.02ha）
令和6年度 黒沢団地（7林班：77.47ha）
令和7年度 木賊団地（6林班：64.47ha）
令和8年度 小野大嵐団地（3、4林班：87.46ha）

令和9年度以降は、事業体の意向や山林所有者の意見を聞きつつ、調査箇所の検討を行う。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・国土調査による成果に基づき、森林経営管理権を設定する。国土調査未済箇所は、森林計画図を基本とし、所有者に確認をとりつつ森林経営管理権を設定する。
- ・林業経営に適すると判断される森林は、林業経営体に照会し、経営管理を再委託するものとする。また、面的な再委託が行われた場合、速やかな森林経営計画の樹立を促し、必要に応じて森林法施行規則第33条第1項第1号ロに基づく区域設定を検討する。
- ・防災減災森林の整備は森林経営管理権の設定完了後、村による主体的な整備を進めることを基本とするが、公衆用道路、電線、公共施設等のライフラインに直結する森林整備については、森林経営管理権の設定前から森林所有者の同意を得た上で伐採等の対応を行う。
- ・防災減災の機能向上の観点から、更新が必要な森林については択伐による更新を基本とし、必要に応じて、針葉樹から広葉樹への樹種転換や複層林化などを行う。

- ・森林経営管理権設定後、国土調査が完了した国土調査未済箇所は、国土調査の結果に基づき、森林経営管理権の再設定や変更を行う。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・村が森林経営管理制度を実施する経費（推進室負担金（意向調査、森林経営管理権の設定）、森林の管理・整備、村民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。
- ・森林環境譲与税は村森林環境整備基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。
- ・村森林環境整備基金は森林経営管理制度の実施のほか、村内の森林整備の促進や木育推進など森林環境譲与税の趣旨に沿って使用する。

6 その他

- ・国土調査の成果や意向調査結果は積極的に森林簿及び林地台帳に反映し、精度向上に努める。

7 添付資料

- ・国土調査済み林班、林小班一覧（別紙1）
- ・森林整備プランニングマップ（別紙2）